



熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社サカイケアセンターもみじ荘 山鹿市菊鹿町大字木野字平原 3873 番 1	有限会社サカイケアセンター	平成18年2月16日

## 熊本県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇郡小国町大字下城字大津留 3576番8地先から 同字 3576番8地先まで	34.0	国防災
”	387号	阿蘇郡小国町大字黒淵字瀬 6163番6地先から 同字 6163番1地先まで	56.0	災補道

## 2 供用開始する期日 平成18年3月1日

## 熊本県告示第194号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字松本 3374 番 51 地先から 同郡相良村大字四浦字深水前 4715 番地先まで
一般県道	六嘉秋津新 町線	上益城郡嘉島町大字上六嘉字川久保 34 番 1 地先から 同町大字北甘木字涉瀬 2254 番 3 地先まで

## 2 指定する期日 平成18年4月1日

## 熊本県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
水前寺しょうぶ苑 熊本市水前寺三丁目13番10号	有限会社九州松栄産業	平成18年2月16日

## 熊本県告示第196号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 18 年 3 月 22 日 午後 1 時 30 分から	熊本県農業研究センター (菊池郡合志町栄 3801)

**熊本県告示第 197 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 3 月 1 日熊本県告示第 49 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 2 月 28 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登立加入区

**熊本県告示第 198 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 3 月 1 日熊本県告示第 50 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 2 月 28 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

水俣市加入区

**熊本県告示第 199 号**

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 6 号の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 37 年 12 月 11 日熊本県告示第 756 号（災害対策基本法に基づき熊本県知事が指定する地方公共機関）は、廃止する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 社団法人熊本県トラック協会
- 2 社団法人熊本県バス協会
- 3 社団法人熊本県タクシー協会
- 4 熊本電気鉄道株式会社
- 5 くま川鉄道株式会社
- 6 南阿蘇鉄道株式会社
- 7 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 8 三和商船株式会社
- 9 熊本フェリー株式会社
- 10 熊本県海運組合
- 11 熊本県土地改良事業団体連合会
- 12 西部ガス株式会社
- 13 天草ガス株式会社
- 14 九州ガス株式会社
- 15 山鹿都市ガス株式会社
- 16 社団法人熊本県エルピーガス協会
- 17 株式会社熊本放送
- 18 株式会社テレビ熊本
- 19 株式会社熊本県民テレビ
- 20 熊本朝日放送株式会社
- 21 株式会社熊本日日新聞社

- 22 社団法人熊本県医師会
- 23 社団法人熊本県看護協会

**熊本県告示第200号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	265号	上益城郡山都町大字菅尾字南園  同大字 152番1地先から 字川地谷  528番1地先まで	前	12.4 ～ 21.0	103.0	交安1種
			後	12.8 ～ 29.6		
一般 県道	清和高森 線	上益城郡山都町大字菅尾字南園  同字 149番1地先から  149番1地先まで	前	7.6 ～ 17.4	14.9	"
			後	8.6 ～ 17.4		

2 区域変更する期日 平成18年3月1日

**熊本県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	益城矢部 線	上益城郡益城町福原  同所 6425番1地先から  6425番1地先まで	前	5.4 ～ 7.6	24.6	単道改
			後	6.3 ～ 8.3		
一般 県道	上漆田東 間下線	人吉市赤池水無町字水無  同字 599番 地先から  575番1地先まで	前	6.9 ～ 17.0	160.0	"
			後	10.2 ～ 17.6		

一般 県道	五木湯前 線	球磨郡五木村字竹の川	前	4.2 ～ 25.3	167.8	単道改
		同字 4902番6地先から 4902番9地先まで	後	5.0 ～ 30.0	167.8	

2 区域変更する期日 平成18年3月1日

**公 告**

**熊本県公告第148号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
下益城郡富合町大字榎津字戸板町54番及び同55番2  
4,927.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇城市松橋町松橋357番地の1  
熊本宇城農業協同組合

**熊本県公告第149号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告します。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1390号	加工家 きんふ ん肥料	発酵鶏 糞	有限会社ココ ファーム	住所 (新) 菊池市下河原2818番地 (旧) 菊池市大字下河原2818番地	平成18年2月16日
熊本県肥第1312号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10.0炭 酸苦土 石灰	三光礦業有限会社	住所 (新) 熊本県宇城市豊野町糸石2745番地 (旧) 熊本県下益城郡豊野町大字糸石2745番地	平成18年2月16日
熊本県肥第1313号	炭酸カ ルシウ ム肥料	6.0炭 酸苦土 石灰	三光礦業有限会社	住所 (新) 熊本県宇城市豊野町糸石2745番地 (旧) 熊本県下益城郡豊野町大字糸石2745番地	平成18年2月16日
熊本県肥第1375号	乾燥菌 体肥料	乾燥菌 体肥料	株式会社熊本畜産 流通センター	住所 (新) 熊本県菊池市七城町林原9番地	平成18年2月16日

			(旧) 熊本県菊池郡七城町大字林原9 番地	
--	--	--	-----------------------------	--

**熊本県公告第150号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
山鹿市古閑字十三部1061番1、同1061番8、同1061番9、同1061番10、同1061番11、同1061番12、同1061番13、同1061番14、同1061番15、同1061番16、同1061番17、同1061番18、同1061番19及び同1061番20  
4,084.58㎡
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山鹿市古閑字十三部1074番地1  
株式会社たかもり

**熊本県公告第151号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字清源寺2692番地
- 2 築造者の氏名 牧嶋信也
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字腹赤字上北口271番4、同273番7、同273番9及び同278番5
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 82.98メートル
- 6 指定年月日 平成18年2月14日
- 7 指定番号 玉名景建第73号

**熊本県公告第152号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町中土660番地1
- 2 築造者の氏名 久保勝
- 3 道路の位置 玉名市岱明町山下字伍ヶ辻364番8
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.03メートルまで
- 5 道路の延長 65.40メートル
- 6 指定年月日 平成18年2月17日
- 7 指定番号 玉名景建第76号

**熊本県公告第153号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 山鹿市保多田401番地
- 2 築造者の氏名 松本敬士
- 3 道路の位置 山鹿市鹿校通三丁目534番48、535番7、535番10及び536番6
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.37メートルまで
- 5 道路の延長 70.99メートル
- 6 指定年月日 平成18年2月14日
- 7 指定番号 鹿本企調第38号

**熊本県公告第154号**

八代市八代平野北部土地改良区理事長中島隆利から平成18年2月10日付けで申請の定款変更については、平成18年2月21日付けで認可した。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第155号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条の規定に基づき平成18年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通施盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御施盤、数値制御フライス盤、マシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、ダイカスト（コールドチャンネルダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

(2) 単一等級

金属研磨仕上げ

(3) 3級

園芸装飾、造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通施盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御施盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1級 及び 2級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具制作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700円
	婦人子供服製造	13,000円
単一等級	金属研磨仕上げ	15,700円
3級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700円 (10,500円)

括弧書の手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成18年6月12日から平成18年9月10日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

- 実技試験の問題は、平成18年6月5日に熊本県職業能力開発協会公表する。  
 (一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。)
- (2) 学科試験  
 ア 学科試験の手数料 3,100円  
 イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実施年月日
3級	園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成18年7月30日
1級 及び 2級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成18年8月20日
3級	金属熱処理	
1級 及び 2級	園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成18年8月27日
1級 及び 2級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成18年9月3日
単一 等級	金属研磨仕上げ	

- ウ 実施場所  
 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 4 受検申請の手続  
 (1) 提出書類  
 技能検定受検申請書を下記あてに提出すること。  
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先  
 熊本県職業能力開発協会  
 熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内  
 電話 096-384-1711
- (3) 受付期間  
 平成18年4月4日から平成18年4月14日まで
- (4) 受検申請に関する注意等  
 ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。  
 なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。  
 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。  
 なお、郵送による申請書は、平成18年4月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。  
 ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等  
 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 6 合格発表  
 (1) 合格通知  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成18年10月3日以降(平成18年7月30日に学科試験を実施する職種については平成18年8月28日以降)に書面で通知する。
- (2) 技能検定の合格者は、平成18年10月3日(平成18年7月30日に学科試験を実施する職種については平成18年8月28日)に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
 技能検定の合格者には、1級については厚生労働大臣の合格証書が、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 156 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条の規定に基づき技能実習制度に係る平成 18 年度技能検定を次のとおり実施する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通施盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

技能実習制度に係る 3 級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700 円
機械検査、婦人子供服製造	13,000 円

イ 実技試験の実施期日

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日を行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100 円

- イ 学科試験の実施期日  
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 学科試験の実施場所  
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類  
技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先  
熊本県職業能力開発協会  
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内  
電話 096-384-1711
- (3) 受付期間  
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。  
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他  
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第157号**

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時  
平成18年3月8日 午後2時
- 2 聴聞の場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- 3 被聴聞者  
商号 株式会社コンサル  
代表者氏名 代表取締役 森下 文博  
事務所所在地 熊本県熊本市長嶺町72番地2  
免許証番号 熊本県知事(3)第3730号  
免許年月日 平成14年10月25日

登載依頼

**熊本県公安委員会告示第7号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 の表玉名警察署内田駐在所の項、玉名警察署江田駐在所の項、玉名警察署玉東駐在所の項及び玉名警察署板楠駐在所の項を次のように改める。

内田 駐在所	玉名郡 和水町 内田	和水町岩尻、内田、江栗、榎原、大屋、竈門、久米野、志口永、 下津原、高野、長小田、久井原、藤田、前原、焼米
江田 駐在所	同 同 江田	和水町江田、瀬川、萩原、原口、日平、蜻浦、米渡尾、用木
板楠 駐在所	同 同 板楠	和水町板楠、岩、大田黒、上板楠、上十町、上和仁、津田、中 十町、中林、中和仁、西吉地、野田、東吉地、平野、山十町、 和仁
玉東 駐在所	同 玉東町 大字上木葉	玉東町

熊本県教育委員会告示第 4 号

昭和 39 年 5 月 9 日熊本県教育委員会告示第 43 号（熊本県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正し、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教科用図書採択地区の表中

「	天草地区	本渡市、牛深市、上天草市、天草郡	を
「	天草地区	天草市、上天草市、天草郡	に

改める。

熊本県監査委員公告第 2 号

平成 17 年 4 月 20 日から平成 17 年 8 月 26 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 1 日

熊本県監査委員	高 山 宗 秀 暁
同	同 本 豊 孝
同	同 前 川 收
同	同 小 杉 直

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部人事課	平成 17 年 7 月 22 日 及び 8 月 19 日	平成 17 年 10 月 3 日

(指導事項)

熊本県庁全体において、時間外勤務に係る命令の形骸化、手当の翌月不支給、命令時間を超えた時間外勤務の実態等、不適切な運用が見られた。長時間の時間外勤務が発生しないような時間外勤務の上限設定や決裁システムの厳格化、業務・組織の抜本的見直しなどにより実効性のある時間外勤務削減対策を講じること。

(改善措置)

時間外勤務の縮減については、本年 2 月に「時間外勤務の縮減に関する指針」を示し全庁的に取組んでいるところである。日頃から業務の見直しに努めるとともに、時間外勤務が必要な場合においては、所属長の事前命令と事後確認を徹底している。

また、所属長を含めた職員の意識改革としての定時退庁日や目安時間の設定などの取組みの他、適正管理のための環境整備として、部局長による年度中途における職員の配置調整や予算の配分方法の見直し、庶務事務システムの活用などを行っている。

このような取組みを着実に実行することにより、指導のあった点についても改められていると認識している。

今後とも、様々な方策を講じながら引き続き時間外勤務の削減に取り組んでいきたい。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部行政経営課、人事課、財政課、企画課	平成17年7月20日 及び8月19日	平成17年10月3日
(指導事項) 政策評価の結果が、予算編成や組織機構改革に十分に反映されていないことから、県組織全体の評価体制を総合的に確立し、評価を活用できるよる具体的な方策を速やかに講じること。		
(改善措置) 本年2月に策定した「行財政改革基本方針」に基づき、平成17年度に「重点施策システムの構築」を行い、政策評価をこのシステムの一環として位置づけたところ。これにより政策評価を踏まえた重点施策の構築を行い、予算、人員の重点配分を実施しているところである。引き続き、関係課が連携をとりながら、更なる施策の重点化を推進して参りたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部私学文書課	平成17年7月19日 及び8月19日	平成17年10月3日
(指導事項) (1) 県民の行政参加を推進するためには、積極的な県政情報の提供が不可欠だが、県ホームページの更新が不十分であることを始めとして、職員に対する、情報提供の理念浸透が不十分な状況にあるので、改善を図ること。 (2) 文書管理システムの効率的運用のため、システムの操作性の向上、職員に対する研修の実施、わかりやすいマニュアルの整備等、職員の利用支援を強化すること。 また、情報公開等に円滑に対応するために、情報公開支援システムの構築に速やかに取り組むこと。		
(改善措置) (1) 県の重要な基本構想、基本方針、基本計画等については、「知事が所管する県政情報の公表等に関する要項」に基づき、情報プラザにおける閲覧及び県ホームページへの掲載等を行っているが、県民に対し適時、的確に県政情報の提供ができるようホームページの最新情報への更新や表示の仕方を工夫する。情報提供も含めた情報公開施策の推進については、本年度も職員研修を実施し、趣旨の徹底を行う。 (2) 本年5月に希望者を対象に操作研修を実施した。今後、操作マニュアル等の見直しを行うとともに、関連ホームページの整備など情報公開の支援に一層取り組んでいく。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部職員課	平成17年7月14日 及び8月19日	平成17年10月3日
(指導事項) 長時間勤務報告は、時間外勤務の実態を反映していない勤務実績報告によっている。職員の健康管理は、県行政の運営において非常に重要な問題であることから、速やかに具体的な対策を講じること。また、産業医による長時間勤務者に対する文書指導後のフォローアップについても十分検討すること。		
(改善措置) 時間外勤務については、適正管理のための環境整備として、予算の配分方法の見直しや、庶務事務システムの活用などにより、これまでのような勤務実績が翌々月以降に報告されるようなケースは改善が図られていると考える。 なお、産業医による長時間勤務者に対する文書指導後のフォローアップについては、現在も個別に取り組んでいるところであるが、必要に応じて所属長から指導後の状況について報告させるなど、今後も十分配慮して参りたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部管財課	平成17年7月12日 及び8月19日	平成17年10月3日
<p>(指導事項)</p> <p>県財政が厳しい状況の中で、県有財産の適切な管理処分の観点から、遊休財産の売却等の処分はもとより、非遊休財産であっても、その利用状況・必要性・管理に要する費用等を総合的に判断して、売却等の処分について検討すること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>遊休財産の総点検結果に基づき、引き続き計画的な処分に取り組んでいる。また、本年度は、「公有財産の利活用状況調査」を実施し、遊休財産の調査に加え、公有財産の利用状況の的確な把握を行い、未利用財産の実態を把握し、今後の有効活用、売却処分の可能性を調査することとしている。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部税務課	平成17年7月11日 及び8月19日	平成17年10月3日
<p>(指導事項)</p> <p>県税の未収金（平成16年度末現在4,359,050,909円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</p> <p>特に、個人県民税（同1,965,022,843円）について、市町村との連携の一層の強化を図るほか、県・市町村からなる専門の徴収組織の可能性について検討するなど、徴収率の向上に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>滞納額の約半分を占める個人県民税の圧縮を図るため7月から順次「個人住民税徴収向上対策連絡会議」を開催し、市町村の状況把握や共同催促、合同徴収や法第48条の徴取引継ぎ等の働きかけを行った。</p> <p>また、一年間の税務職員の人事交流を1市と行うとともに、1町に県職員を2ヶ月間週1回程度派遣し直接滞納整理に関する指導を行っている。</p> <p>また、専門の徴収組織については、市町村合併によるスケールメリットができれば、自前での滞納処分等が可能になることも想定されるため、合併の推移を見守りながら、主体となる市町村からの要望等に応じ検討していくこととし、当面は、職員派遣や人事交流等を通して、市町村の技術向上を図っていくこと。</p> <p>自動車税については、「平成17年度自動車税滞納整理処理方針」を定め、昨年と同様に、県下一斉に10月に全滞納者の預貯金と勤務先への給与調査を行い、11月から給与・預金の差押に着手する。</p> <p>さらに、「税を考える週間」における重点的な広報をはじめとして、各種広報媒体を通じ広報啓発に努めるとともに、小中学生用租税教育資料の配布、県内11ブロック毎の租税教育実践校の指定等、国、市町村とも連携して租税教育を推進し、県民の納税意識の向上を図る。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部防災消防課	平成17年7月4日 及び8月19日	平成17年10月3日
<p>(指導事項)</p> <p>(1) 地震災害時の「職員行動マニュアル」について、適時の改訂を行うとともに、職員が具体的にどのような手順で行動すればよいのか、より分かりやすい内容になるよう、マニュアルの中身について十分精査し、併せて具体的な検証を行うこと。</p> <p>(2) 熊本県の自主防災組織率は、全国平均を大幅に下回っているうえ、組織率0%の市町村が22市町村ある。自主防災組織率の更なる向上と、災害時により機能的な活動ができるよう、日頃の訓練の促進等、組織の活性化に努めること。</p> <p>特に、組織率0%の22市町村については、実情に即した地域防災計画の見直しを指導するとともに、自主防災組織の重要性を積極的に啓発すること。</p>		
<p>(改善措置)</p>		

- (1) 県庁組織の改正に伴う改訂は、既に実施済である。今後とも他県の事例等参考にしながら、よりわかりやすいものに整備するとともに、図上訓練等を通して、検証等を行いつつ、適時最善のものに改訂を行うこととしたい。
- (2) 防災セミナーの開催やパンフレットによる啓発、更には直接市町村に出向き働きかけを行うなど、結成促進に向けて積極的に取り組んできたところである。  
 今後とも、低組織率市町村を中心に、市町村、常備消防、消防団とも、より連携を深めながら、組織率の向上に向けて積極的な啓発を行う。  
 なお、本年度は(財)自治総合センターの助成を受けて「自主防災シンポジウム」を開催しての促進活動も予定している。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部県立大学	平成17年5月24日	平成17年7月20日
(指摘事項) 時間外勤務は、命令に基づいて行われるべきものであるところ、一部に、正当な時間外に該当する内容であったかどうかを事後に判断の上、時間外実績数を計上するなど、正規の取扱を逸脱しているのを改善すること。また、教務課においては年間1500時間を超える職員がいるほか、総じて時間外勤務が多いので所管業務や分担事務の見直し等、早急な抜本策を講じること。		
(改善措置) 時間外勤務に関しては、計画的な業務執行を図るため、時間外勤務等の実施予定について週間計画表の活用を徹底するとともに、緊急な事務処理を要する場合等は業務の必要性を十分チェックし、適正な取扱に基づく時間外勤務命令が行われるよう改善を図った。 当該課の時間外勤務時間数が多いことについては、大学事務システムの開発及び運用開始時の問題点等整理に関する業務が主なものであったが、これらの問題点等が解決され、円滑にシステム運用が開始されるに至った現在では、その時間外勤務は解消された。この開発により当該課における本来業務の効率化が図られた効果が現れてきている。 なお、H17年度において当該課所管業務の一部を見直し、更に1名増員配置を行ったところである。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部県立大学	平成17年5月24日	平成17年7月20日
(指導事項) 大学事務システム導入に係るプログラムの追加開発に際し、「熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」第6条に規定する地域振興部長への合議が行われていない。 また、履行検査に際し、検査員の任命がなされていない。規則・規程に基づく適切な事務処理に努めること。		
(改善措置) 規則・規程等に基づく適切な事務処理を行うため、各業務遂行の段階において法令等に逸脱した事務処理がなされていないか、また、必要な処理を怠ったりしていないか、各業務担当課及び会計担当課でチェックの徹底を図ることとした。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部生活保護・援護課	平成17年7月6日 及び8月19日	平成17年10月3日
(指導事項) 生活保護費返還徴収金等の未収金(平成16年度末現在10,001,478円)及び年度後返納(生活保護費戻入未済分)の未収金(同514,572円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 未収金については、年度当初に各福祉事務所に対してヒアリングを実施し、各債権に対しての徴収目標を策定した。その後の徴収状況について、四半期毎に実績報告書を提出させて、未収金解消に向け指導している。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部子ども家庭福祉課	平成17年7月4日 及び8月19日	平成17年10月3日

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在41,029,584円）、児童保護費負担金の未収金（同24,963,404円）及び雑入（児童扶養手当返納金及び年度後返納）の未収金（同20,092,010円）について、引き続きその解消に努めること。

○母子寡婦福祉資金貸付金

各地域振興局福祉課が貸付決定事務とともに未収金の回収事務も行っているため、滞納発生防止策として、償還開始前の返済計画確認や口座振替による返済の奨励を指導するとともに、地域振興局に対する滞納ヒアリングや担当者研修会及び女性福祉相談員研修会等の中で、徴収強化を指導した。本年度についても、事務担当者会議や女性福祉相談員研修会等で納入督促活動促進及び徴収強化促進を依頼した。

また、8月には、各地域振興局毎に滞納ヒアリングを実施し、償還開始前の返済計画ヒアリングや、連帯保証人及び連帯借受人に対する催告及び定期的電話連絡等の実施についても指導し償還促進を図った。平成17年8月末現在の過年度未収金は、年度当初に比べて3,406,467円減少している。

○児童保護費負担金

児童保護費負担金については、平成14年度より福祉総合相談所内において、児童相談課内に児童保護費負担金専従の係を設置し、これを中心とするプロジェクトチームを設置し、債権管理台帳をベースとしたチームによる進行管理、ケース分析や5段階分類による効率的徴収を徹底し、滞納の早期把握と計画的な電話・訪問による督促活動など未収金の発生防止と回収に取り組んでいる。

また、当課は委任者として、福祉総合相談所に対して定期的に徴収状況を聞き取りするとともに、未収金解消のための方策等について協議・検討を行った。本年度も引き続き、負担金決定の適正化、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底を図り、未収金の徴収強化に努める。平成17年8月末現在の過年度未収金は、年度当初に比べて1,167,710円減少している。

○児童扶養手当返納金及び年度後返納

未然発生防止のため、市町村窓口での届出項目の異動のチェックの強化、新聞・公報等による届出義務の周知徹底、未納ケースを分類管理し、合理的な徴収計画の策定・実行を行うとともに、本年度から当課に債権管理回収を専門に行う非常勤職員を1名配置し、未収金解消に努めている。

また、未納ケースの分類等による合理的な徴収計画と督促を引き続き実施するとともに、家庭訪問等による面接追跡調査を行い、徴収強化に取り組んでいる。平成17年8月末現在の過年度未収金は、年度当初に比べて、685,070円減少している。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部障害者支援総室	平成17年6月22日～ 6月23日及び8月19日	平成17年10月3日

(指導事項)

精神障害者措置入院費負担金の未収金（平成16年度末現在1,153,500円）、精神保健施設入所者負担金の未収金（同101,483円）、児童保護費負担金の未収金（同26,904,691円）、知的障害者保護費負担金の未収金（同1,490,900円）、こども総合療育センター負担金の未収金（同761,000円）、心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金（同39,900円）及び雑入（心身障害者扶養共済年金過払金）の未収金（同120,000円）について、多くの未収金は改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

○精神障害者措置入院費負担金

平成16年度末から平成17年8月末で192,000円を収納し、未収金は961,500円となっており、引き続き未収金の解消に努力します。

○精神保健施設入所者負担金

7月15日付で、101,483円の未納欠損処理を行い、未収金0円となっている。

○児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金

福祉総合相談所において、児童相談課内に児童保護費負担金専従の係を新設し、これを中心とするプ

プロジェクトチームを設置し、管理債権台帳をベースとしたチームによる進行管理、ケース分析や5段階分類による効率的徴収を徹底し、滞納の早期把握と計画的な電話・訪問による督促活動など未収金の発生防止と回収に取り組んでいる。平成17年8月末現在の過年度の未収金は、年度当初に比べて3,010,500円減少している。

○知的障害者保護費負担金

分納計画書を徴し、確実に解消が図られており、平成17年8月末現在の未収金は、年度当初に比べて238,700円減少している。

○心身障害者扶養共済加入者負担金

文書催告等を行ったが、引き続き納入指導を行う。

○雑入（心身障害者扶養共済年金過払金）

については、2回分納の返還計画書を徴した結果、8月末で完納となった。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部地域医療推進課	平成17年6月17日 及び8月19日	平成17年10月3日
(指導事項) 看護師等修学資金貸付金回収金の未収金（平成16年度末現在2,253,000円）について、改善がみられるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 債務者に対する文書及び電話による催告に加え、勤務先への電話による督促、連帯保証人への文書及び電話による催告を行うとともに、看護師等養成所に対しても、日頃から修学生及び卒業生への指導を行ってもらうよう依頼し、新たな未収金の発生の防止を図っている。 なお、未収金2,253,000円のうち、480,000円（平成17年9月28日現在）を回収した。 また、過年度分の債権管理の徹底を図るため、平成16年度より、各債務者毎の個別台帳を整備しており、返還指導の経緯を記録しながら債権の回収に努めている。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部福祉総合相談所	平成17年5月17日	平成17年7月20日
(指導事項) 平成16年度末児童保護費負担金の未収金が52,493,675円あり、平成15年度末と比べて、1,962,860円増加しているので、未収金対策の見直しの検討などにより、未収金解消に引き続き努力すること。		
(改善措置) 未収金の解消については、平成14年度に福祉総合相談所内にプロジェクトチーム（児童相談第一係、総務課）を設置し、集中的な催告を行っている。これにより収入率はH13：83.3%、H14：84.8%、H15：85.1%と向上した。 しかし、平成16年度は、電話や訪問による徴収活動実績は前年度を上回ったにも関わらず、収入率は84.2%に減少した。これは長引く不況により徴収困難なケースが増加しているためと考えられる。 今年度は引き続き粘り強い徴収活動を行うと共に、滞納状態になった者への早期接触や滞納状況分類による対応等効果的かつ計画的な督促活動を実施し、未収金の解消を図っていきたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部清水が丘学園、子ども家庭福祉課	平成17年4月26日	平成17年7月20日
(指摘事項) 児童自立支援施設については、平成10年の児童福祉法の改正により業務範囲の拡大が図られ、また、要援護児童を取り巻く状況も大きく変化しているところであるので、諸般の状況を十分に踏まえながら、子ども家庭福祉課と協議のうえ今後における当該施設のあり方について検討すること。		

## (改善措置)

これまで、おりにふれて、あり方等について検討を重ねてきたところであるが、平成10年に法律が改正されたこともあり、今後の方向づけについて、関係機関との連携の下に検討会を設けることとしたい。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部産業支援課	平成17年7月13日 及び8月18日	平成17年10月3日

## (指摘事項)

阿蘇ソフトの村建設用地については、土地の有効活用の視点から、処分も含めた今後の対応策を早急に講じること。

## (改善措置)

この事業は、ソフトウェア関連の研究開発型企業の集積を目指したものである。計画策定後に経済状況が大きく変化したことから、その後、企業の保養所や研修所にも対象を広げ、土地の有効活用策を検討しながら企業誘致活動を行ってきたが、企業の進出は極めて困難な状況にある。

このため、関係部局で構成する連絡会議を行うなど、計画の見直しも含めて、周辺環境に配慮しつつ地元の意向を踏まえながら、多角的な視点から土地の有効活用を検討している。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部産業支援課	平成17年7月13日 及び8月18日	平成17年10月3日

## (指導事項)

平成14年10月以来、現在地で活動しているインキュベーションセンターの敷地及び建物の一部は未使用で遊休化している状況である。敷地全体の有効活用という点から、当該地でのインキュベーションセンター活動の必要性やそのあり方について検討すること。

## (改善措置)

この熊本県インキュベーション施設は、起業家育成の必要性が高まっているという行政課題を解決するため、全庁的な調整を経た上で、旧運転免許センターを時限的、限定的に利用することとしたものである。

そのため、改修工事に際しては、平成19年3月までの時限的な利用を前提として、電気、給排水工事や間仕切り設置工事などについて必要最小限の部分について改修を行い、限定的に建物の一部を使用しているものである。

当地は、都市圏内に位置し、交通アクセスに優れ、駐車場も擁しており、資金や人的資源の乏しい創業前や創業間もない企業者にとっては、営業とデスクワークにおいて時間的短縮が図られ、効率的、効果的な事業活動が行い易い立地条件であると考えている。

また、くまもとテクノ産業財団に配置しているインキュベーションマネージャー等による支援もスムーズに行うことが可能な位置であると認識している。

今後、敷地及び建物の未利用部分については、当該インキュベーション施設の事業期間終了後の事業のあり方も含め、県有財産管理関係課と検討して参りたい。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部経営金融課	平成17年7月11日 及び8月18日	平成17年10月3日

## (指摘事項)

中小企業振興資金貸付金の未収金（平成16年度末現在2,078,766,769円）については、案件に応じた的確かつ具体的な回収方針を定め、その解消に努めること。

## (改善措置)

中小企業振興資金の未収金については、次のような徴収強化策及び未収金発生防止策を進め、徹底した未収金の解消に取り組んでいる。

- (1) 未収金対策基本方針及び個別対応方針の策定  
全体方針である未収金対策基本方針に基づき、各延滞先の状況に応じた個別対応方針を策定し、状況の変化に応じ、随時個別方針の修正を行っている。
- (2) 経営改善への支援  
営業継続中の延滞先においては、経営診断、巡回助言等に基づく経営支援を実施し、償還財源の確保を図り、償還を促進した。
- (3) 担保物件の処分  
営業を休廃止した延滞先については、担保処分を諮ることにより回収に努める。本年7月28日、担保物件未処分の延滞先1件について熊本地裁へ競売申し立てを行った。
- (4) 連帯保証人への徴収強化  
連帯保証人のうち、収入調査等により資力があり、実際の返済額が少ない者に対しては、順次、償還額の増額を要求している。また、資産等を保有している連帯保証人に対して、差し押さえ処分等の法的措置を検討する。
- (5) 債権回収業務の外部委託の検討  
債権回収を外部委託した場合の委託範囲方法、費用対効果等について検討を行っている。
- (6) 未収金発生防止対策  
未収金の発生防止の観点から、貸付に係る事前相談、貸付時の審査及び債権保全等に関する統一的な規準を本年6月に定めるとともに、貸付後は、中小企業団体中央会とも連携しながら、必要に応じて事後助言等を実施し、経営支援の強化に努めている。  
今後とも、引き続き未収金の回収強化に努めていくが、延滞債権の中で連帯保証人が無資力状態で返済が滞り、長期固定化し回収が困難なものについては、その取り扱いについて検討して行きたい。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部労働雇用課	平成17年6月24日 及び8月18日	平成17年10月3日
(指導事項) 中小企業従業員住宅使用料の未収金（平成16年度末現在15,615,390円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 未収になっている2企業分については、引き続き保証人等に対する督促を行っており、経済的に多額の納入は困難な状況ではあるが、納入は継続されている。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農業団体金融課	平成17年7月14日 及び8月11日	平成17年10月3日
(指摘事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在31,654,389円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 農業改良資金貸付金未収金については、平成16年6月に策定した「農業改良資金債権回収マニュアル」に従い督促事務を行うとともに、農協等の関係機関と連携して、債務者本人及び連帯保証人等との償還協議を実施し、分割納付や負債整理資金への借換あるいは連帯保証人への請求を行うなど、積極的な回収に努めている。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農村計画課	平成17年6月20日 及び8月11日	平成17年10月3日
<p>(指導事項) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金（平成16年度末現在102,772,190円）について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置) 国営土地改良事業直轄負担金の未納解消のため、土地改良区との十分な連携を図り、受益農家の負担金支払い意識の高揚を図りながら、次のような対策を講じていく。</p> <p>(1) 土地改良区に対する「未収解消対策」の提出指示及び未納解消指導</p> <p>(2) 国営事業の受益農家負担金納付依頼のチラシ作成、配布</p> <p>(3) 土地改良区が行う臨戸徴収への同行</p> <p>(4) 地域農業の安定及び発展を推進し、個々の農家の所得向上を図るため、各地域振興局農業改良普及指導課の普及活動計画にあげて、高齢化・後継者不足による作業受託や担い手農家への農地集積等、個々の農家の実態に即した営農指導を実施</p> <p>(5) 未納解消のため専任職員を配置</p>		
監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部熊本農政事務所	平成17年8月10日	平成17年10月3日
<p>(指導事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在1,360,000円）について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(改善措置) 債務者は、現在離農し県外に転出して連絡が取れなくなっているため、連帯債務者（実父）に対して、毎月の分割償還により償還する内容の償還誓約書を徴収した。誓約書どおりに償還されるように、電話連絡（週2回程度）及び自宅訪問（月1回程度）を行い、回収に努めている。</p>		
監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部森林整備課	平成17年7月11日 及び8月12日	平成17年10月3日
<p>(指導事項) 熊本県林業公社については、これまでも経営改善に努められたところであるが、包括外部監査で指摘されたように、損益計算書における山林勘定を会計基準に則った正確かつ適正な経営状況を表示するよう改めるなどして、経営の実態を明らかにし、公社の見直しを含めた抜本的解決策を講じること。</p> <p>(改善措置) 山林勘定の取り扱いについては、国や林業公社の存立する道府県と連携しながら検討すべき全国共通の問題。H17年7月に九州地方知事会が国や関係機関に対して行った「森林整備法人の経営改善に関する提言」の中で、「公益法人会計基準への対応について、国は分収造林勘定等を内容とする公社財務処理法について全国一律に適切な対応ができるよう指導すべきである」旨を要請したところ。</p> <p>また、公社のあり方、経営の健全化に向けた追加的方策を検討するために、H17年8月に、学識経験者・公認会計士等を含めた「林業公社経営改善推進委員会」を設置し、年度内に経営改善に向けた追加的方策を取りまとめるとともに、継続的に検討を進め、H20年度には将来のあり方等を取りまとめる予定。</p>		
監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部森林保全課	平成17年6月30日 及び8月12日	平成17年10月3日
<p>(指導事項) 森林法違反開発行為を発見し、中止勧告、復旧を指導したにもかかわらず、再度工事に着手し、現在、芝張りの状態になっているものがあつた。公平性の観点から森林法の適用等も含めた改善策について検</p>		

討すること。また、県内に同種事例はないのか調査するとともに監視体制の整備を図るなど、今後の再発防止に努めること。

(改善措置)

森林法の適用については、開発行為の状況や県の指導に対する開発行為者の対応等を判断して適切に行うこととしており、必要に応じて、復旧命令の行政処分や罰則を適用するための告発を行って参ります。

また、本件と同様の事例は、調査の結果、現在ありませんが、本件のような違反行為が再発しないよう、監視、指導の強化に積極的に取り組んで参ります。監視体制の整備については、「皆伐後の植林未済地の解消に向けたアクションプログラム」を作成し、開発前の立木伐採の段階から監視を強化するなど取り組みを開始しているところであります。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部漁港課	平成 17 年 6 月 23 日 及び 8 月 12 日	平成 17 年 10 月 3 日

(指摘事項)

公害防止事業費事業者負担金の未収金（平成 16 年度末現在 86,614,938 円）について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

公害防止事業費事業者負担金の未収金については、滞納処分による債権回収という処理方針で取り組んでおり、今後も資産調査を継続し、できる限り未収金の回収に努力する。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部漁港課	平成 17 年 6 月 23 日 及び 8 月 12 日	平成 17 年 10 月 3 日

(指導事項)

漁港施設使用料の未収金（平成 16 年度末現在 9,453,694 円）について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

漁港施設使用料の未収金については、電話及び訪問督促、文書催告の定期的な実施、分納誓約書の提出指導などを行い未収金の回収に努めているところであり、平成 17 年 9 月 30 日現在、1,416,309 円を回収したところである。

今後も引き続き滞納処分を視野に入れながら回収に努力する。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部水産研究センター	平成 17 年 5 月 11 日	平成 17 年 7 月 20 日

(指導事項)

(1) 時間外勤務手当について、全時間外命令時間の 42%を平成 17 年 5 月の勤務報告書で処理している。時間外勤務を命ずる場合は、配当予算額の範囲内で命ずるとともに事務事業の見直し及び適正な業務配分により時間外勤務の縮減に努めること。

(2) 劇毒物（薬）については、その受け払いを確実に記録するとともに、管理責任者が定期的な確認を行うことにより、適切な管理に努めること。

(改善措置)

(1) 時間外勤務取扱要領（平成 10 年 3 月 12 日付け人第 1108 号総務部長通知）及び時間外勤務の削減に関する指針（平成 17 年 2 月 25 日付け人第 662 号総務部長通知）に基づき、配当予算額の範囲内で命ずるとともに、全職員に対して時間外勤務の縮減方策として、週間計画表に沿った計画的・効率的な業務執行を推進するよう周知徹底を行った。さらに、担当部長を中心に事務事業の点検・見直しを行った。

(2) 熊本県物品取扱規則第 20 条及び物品の適正な管理について（平成 12 年 12 月 1 日付け用第 552 号出納長通知）に基づき、使用責任者が毒劇物受払簿への使用状況等の記載を使用前後に確実にを行うよう指導を行った。さらに、水産研究センター内規に基づき、管理責任者として担当部長を任命して毒劇物類の適正な管理を行うことにした。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部監理課	平成 17 年 7 月 22 日 及び 8 月 12 日	平成 17 年 10 月 3 日
<p>(指摘事項) 工事契約違約金未収金（平成 16 年度末現在 508,200 円）、工事延滞金利息（同 27,760 円）及び雑入（同 1,241,359 円）についての未収金が増加しており、その解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置) 工事契約違約金については、代表者が死亡しているため、代表者の選任等登記内容に変更がないか定期的に確認する。 工事延滞金利息については、未納となっている法人が破産宣告を受けているため、破産事件の処理状況を見守っていく。 雑入については、所在が判明している者には今後とも収入状況を把握し、納入の指導を行う。代表者の所在が不明な案件は、所在確認の情報収集を実施し、破産宣告を受けている法人は、上記と同様に状況を見守っていく等適切な債権処理に努め、未収金の解消を図る。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部道路総務課	平成 17 年 7 月 4 日 及び 8 月 12 日	平成 17 年 10 月 3 日
<p>(指導事項) 道路占用料の未収金（平成 16 年度末現在 1,896,934 円）及び橋梁損傷に係る負担金等の未収金（同 9,497,300 円）について、改善は認められるものの、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置) 債務者に対しては、引き続き電話・訪問による納入督促を徹底して行うとともに、必要に応じて資産調査や差押え等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部河川課	平成 17 年 6 月 30 日 及び 8 月 12 日	平成 17 年 10 月 3 日
<p>(指導事項) 土石採取料の未収金（平成 16 年度末現在 21,516,594 円）、占用料の未収金（同 137,150 円）及び工事前払金返納金の未収金（同 14,911,590 円）について、改善が認められるものの、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置) 土石採取料の未収金については、現在、分割納入中の業者には、年度内納入が完了するよう支払い指導を継続している。 面接指導等を行う 2 社については、随時状況確認を行い、資産調査等により財務状況を確認する。 16 年度中に一度も面接出来なかった業者に対しても、17 年 5 月に責任者との面接が実現したため、分納を含めた支払計画書の作成を依頼。倒産状態の 1 社については、責任者の所在が確認出来たため面接を実施する。 (9 月末現在 317,509 円徴収) 河川占用料については、強制的な処分が困難なため、今までどおり、期日を決めて集中的な電話や訪問指導等による納入督促を実施する。 (9 月末現在 50,875 円徴収) 工事前払金返納金の未収金については、収入未済業者が平成 17 年 4 月 30 日に廃業し、現在債務整理中。 債務者代理人（弁護士）あて平成 17 年 6 月 14 日に債務届を提出した。現在、不動産等の売却処分が進められており、県として未収金は「税金」の一部である旨を関係地域振興局を通じて債務者代理人あて伝え、債務の順位が上がるようお願いした。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部港湾課	平成17年6月29日 及び8月12日	平成17年10月3日
(指摘事項) 昨年度より倍増した港湾使用料の未収金等各種の未収金（平成16年度末現在合計34,219,066円）の解消に努めること。		
(改善措置) 債務者に対して電話や訪問による督促に努めたほか、分割納付手続きや納付確約書提出の指導を行うとともに、関係職員を歳入徴収職員に任命し、必要に応じて資産調査や差押え等の滞納処分を行って、収入確保に努めた。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部住宅課	平成17年6月16日 及び8月12日	平成17年10月3日
(指摘事項) 県営住宅使用料の未収金（平成16年度末現在308,059,106円）、土地貸付料（同86,618円）及び雑入（同78,000円）について未収金が増加しており、その解消に努めること。		
(改善措置) 県営住宅使用料については、今後も滞納を防止するため滞納者の状況を把握し、訪問徴収及び呼出しでの納入指導を積極的に行う。 新規入居者については、原則口座振替での支払いを指導し、滞納が発生した場合は徴収嘱託員が早期に接触を図り、納入指導及び徴収を行っている。 また、滞納額が支払えないほど多額になる前に早期に法的措置を講じることで支払いを促している。これらの措置により、未収金のうち平成17年10月末現在で47,894,110円を徴収した。 土地貸付料については、督促を行い、平成17年6月18日に完納となった。 雑入については、利子補給金の返還対象者に、文書及び面談による催告を行った。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部三角港管理事務所	平成17年8月18日	平成17年10月3日
(指摘事項) (1) 港湾使用料の未収金（平成16年度末現在合計3,194,128円）について、大幅に未収金が増加しており、その解消に努めること。 (2) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建物が残されており危険な状態であることから、その処理方針について、早急に、有効な方法を関係機関と協議し検討すること。		
(改善措置) (1) 港湾使用料の未収金については、10月31日現在で2件、916,315円が未収となっており、参加差押や電話督促により、未収金の確保に努めている。 (2) 不法占用状態の建物については老朽化が進んでいるため、主管課や建物の差押者と、撤去の方策等について協議中である。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部八代港管理事務所、港湾課	平成17年4月22日	平成17年7月20日
(指摘事項) (1) 現年度の未収金が大幅に増えているので、その解消に努めること。（平成15年度5月末4,154,643円 平成16年度5月末11,722,421円） (2) 重要港湾施設使用許可（野積場、係船料）のほとんどが事後申請となっており、短時間係船分にいたっては、何の取扱い上の根拠もなく領収証交付のみで対応している。これらは、いずれも無許可使用として県港湾管理条例に違反するものであり、改善すること。 (3) 道路清掃業務委託にあたり、随意契約の理由がないにもかかわらず随意契約としている。契約に際しては、その内容を精査のうえ、会計規則に則った適切な事務の執行に努めること。		

## (改善措置)

- (1) 平成16年度発注分の未収金については、機会ある毎に臨戸、或いは電話等で催告を行うとともに、併せて支払計画書の提出等も行わせるなど未収金解消に向けて一層努力します。
- (2) 港湾施設使用許可事務に当たっては、施設を使用しようとする者からあらかじめ申請書の提出を受けたうえで許可するよう、条例に則った事務処理を行います。
- (3) 今後は、会計規則を遵守し適切な事務を行います。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部八代港管理事務所、港湾課	平成17年4月22日	平成17年7月20日

## (指導事項)

- (1) 八代港国際埠頭警備業務委託について、予定価格調書と業務委託仕様書の内容に不一致がある。契約事務の実施にあたっては内容の精査、チェックにつき十分留意すること。
- (2) 現金徴収事務については、一人の職員が収入調定から収納までの全てを行っている。チェック機能が働く事務処理システムとすること。

## (改善措置)

- (1) 予定価格調書作成に当たり、設計金額の積算内訳と業務委託仕様書の一部不一致がありました。今後、港湾課内において仕様書と積算の整合について十分チェックを行い、適切に執行して参ります。
- (2) 事務執行体制の見直しを行い、より一層のチェック機能体制の強化を図ります。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部熊本港管理事務所	平成17年4月25日	平成17年7月20日

## (指摘事項)

港湾使用料については、平成16年度末で14,818,489円の未収金がある。昨年度に比較し大幅に増加しているにもかかわらず、債権管理が十分なされていない。今後は、債権管理を徹底し、未収金の解消に努めること。

## (改善措置)

平成16年度末における滞納者は3社となっていますが、そのうちの1社については代表者の所在が不明であったため、関係機関に所在確認の照会を行ったところ、最近所在が判明したことから臨戸し催促を行いました。

なお、残りの2社については一部納入されていますが、完納を目指して引き続き機会を捉えて電話及び訪問により催促を行っています。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局高校教育課	平成17年7月12日 及び8月11日	平成17年10月3日

## (指摘事項)

育英資金貸付金償還金等の未収金（平成16年度末現在24,581,318円）について、引き続きその解消に努めること。

## (改善措置)

未収金解消のため、文書・電話・夜間訪問、連帯保証人への請求等により督促を強化するとともに、関係学校に返還協力を依頼する等、引き続きその解消に努める。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局義務教育課	平成17年7月6日 及び8月11日	平成17年10月3日

## (指摘事項)

雑入（スクールカウンセラー報酬等返還金）の未収金（平成16年度末現在4,977,770円）について、その解消に努めること。

## (改善措置)

返還については、文書や電話による督促のほか、自宅への訪問等を行った結果、本人も返還の意志を示したため、今後は、適切に収納を進め、未収金の解消に努める。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局学校人事課	平成17年7月4日 及び8月11日	平成17年10月3日
(指導事項) 雑入（通勤手当年度後返納分）の未収金（平成16年度末現在 2名分 1,069,100円）について、1名に対する徴収成果は見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 引き続き、返納を強く指導した結果、2名のうち、1名が返納を完了した。 残る1名についても、年度内には返納する旨の意向が示されており、速やかに返納するよう重ねて指導を行う。（現在の返納未済額 914,300円）		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局人権同和教育課	平成17年6月21日 及び8月11日	平成17年10月3日
(指導事項) 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金（平成16年度末現在 49,030,835円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 返還事務に協力を得ている市町村に、状況把握、督促状送付及び制度内容の再周知などへの一層の協力要請を行い、未納者に対し、催告及び償還計画書提出と返還履行についての通知を行った。 また、調定年度内の収納率向上のために返還決定時期の早期化を行った。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局文化課	平成17年6月20日 及び8月11日	平成17年10月3日
(指導事項) 空中写真撮影委託事業について、隣接地においても、それぞれの発掘現場において契約がされている。効率的な予算執行となるよう発注に当たって十分な調整を図ること。		
(改善措置) 今後、空中写真撮影を委託する際は、発掘現場が隣接する場合など、調整が可能なものについては、その発注に当たり調整を図ることとした。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局体育保健課	平成17年6月17日 及び8月11日	平成17年10月3日
(指導事項) 県営野球場の商業広告掲示に係る業務委託について、単独随意契約を行っているが、単独随意契約の理由が適切ではない。契約の実施方法について再度検討すること。		
(改善措置) 平成18年度からは、県営野球場を管理する指定管理者と交わす協定書（契約書に相当するもの）に、当該業務を盛り込み、指定管理者の業務として処理することとした。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局県立図書館	平成17年5月12日	平成17年7月20日
(指導事項) 中央監視制御装置補修工事について、各種調書の作成がされていない。会計規則に則った適切な事務執行に努めること。		

## (改善措置)

会計課に確認のうえ、必要な書類についての整備を行った。

また、関係職員に会計事務の再確認を行わせ、適切な事務執行を行うよう指導した。

今後は会計処理にあたり、必要に応じて関係機関と協議しながら適切な事務執行に努める。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会事務局県立装飾古墳館	平成17年4月26日	平成17年7月20日

## (指導事項)

(1) 規則上は、総務課の分掌事務となっている分館の経理事務がすべて文化財交流課で行われており、規程と取扱の実態が一致していないので、その解消を図ること。

(2) 時間外勤務について、本館分すべてに入退庁時間の確認が行われていない。職員の時間外勤務に対する適切な管理に努めること。

## (改善措置)

(1) 分館の経理事務については、規程に則り総務課の分掌事務として行うこととした。今後は規程に従い適切な事務処理に努める。

(2) 関係規程に則り確認を行うこととした。今後は規程に従い適切な管理に努める。

**熊本県監査委員公告第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、平成16年4月から平成17年1月までの間に実施した行政監査に基づく改善措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月1日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	山	本	豊	孝
同	前	川		收
同	小	杉		直

監査対象機関名	監査の結果	講じた措置
総合政策局	<p>(1) 追録図書を持つ全ての部局は、図書ごとにその必要性を検討された。</p> <p>(2) 各職場において、県条例や法令、判例等のイントラネット等の掲載状況や検索方法等について、十分その周知に努め</p>	<p>(1) 局内各課において、保有する追録図書の使用頻度等を検討した結果、平成 17 年度から 5 図書について追録の購入を止めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策調整課 1 図書</li> <li>・企画課 4 図書</li> </ul> <p>(2) 局内各課に、県条例や法令等の検索閲覧について、十分活用するよう周知を図った。</p>
総務部	<p>られた。</p>	<p>(1) 総務部では追録図書の必要性についてこれまでも適宜見直しを行い、必要性の少ないものについては削減を行ってきたところである。総務部においては、庁内各課及び地域振興局各課の取り纏めを行う役割から、業務上必要とするものが多い。</p> <p>保有図書の必要性については、「行政監査の結果に関する報告」に示された観点を踏まえ、図書の利用状況等を勘案し、イントラネット等を活用しながら今後とも追録図書及び追録代の縮減を図っていく。</p> <p>(2) 今後も、県例規及び判例データベースのイントラネットへの掲載等については、県庁ホームページによる法令検索と併せて、会議等を通じて引き続き各職場に周知を図ってきたい。</p>
健康福祉部		(1) 部内各課(総室)及び出先機関に

	<p>追録図書の必要性について再点検するよう指示し、11部については廃止したところである。今後も、必要性の再点検に努める。</p> <p>(2) 部内各課(総室)及び出先機関にイントラネットの活用について周知した。</p>
<p>商工観光労働部</p>	<p>(1) 追録図書は、業務上必要であるかどうか点検のうえ必要なものだけとしているが、再点検のうえ平成17年度に廃止、又は廃止予定のもの、平成18年度に廃止予定のもの等個別に対応して参りたい。</p> <p>(2) イントラネット等への登載状況や検索方法等について、周知徹底に努めたい。</p>
<p>農政部</p>	<p>(1) 必要性を再検討した結果、24種類30部数を廃止した。</p> <p>(2) 所属職員に県条例や法令・判例等については、イントラネットを利用するよう徹底を図っている。</p>
<p>林務水産部</p>	<p>林務水産部としては、この度の監査を機に、その必要性を検討したうえで、35冊の追録図書を廃止し、約102万円の節約を図ったところである。</p> <p>しかし、一部の図書については、①使用頻度が高く、事務処理上、時間の短縮を図られることが多い、②イントラネットに部分的な掲載しかない、等の理由から、引き続き利用するものである。</p>

	<p>職場においては、今後、情報のイントラネットへの登載状況や検討方法などを周知していくこととする。</p>
<p>土木部</p>	<p>土木部では追録図書の必要性について点検を行うことにより、本庁土木部各課が平成15年度に保有していた追録図書は280部、追録代は7,236,639円であったものを、平成16年度では239部、5,503,663円に、監査実施後の平成17年度は追録図書が217部、追録代(見込額)が4,842,929円へと、監査対象年度から図書数で22.5%、金額で30%縮減させている。</p> <p>今後もイントラネット等への登載状況や検索方法等を再度周知を図っていくとともに、追録図書の利用状況を勘案しながら、各課保有の追録図書一覧を共有し、複数課で保有している図書の共同利用をさらに促進することにより追録図書及び追録代の縮減を図っていく。</p>
<p>教育庁</p>	<p>県立学校を含む全ての所属において、必要性の再確認やイントラネットの活用等による削減の検討を行った結果、平成17年9月末現在で、約4割の部数削減が図られた。</p>
<p>労働委員会事務局</p>	<p>(1)当委員会の追録図書については、県法規関係が2種類、労働関係が3種類である。</p> <p>県法規については、データベースシステムでは通達、通知が登載されていないため、業務上図書が必要で</p>

	<p>ある。</p> <p>労働関係についても、質疑応答集等データベースにはないものが掲載されており、業務上図書が必要である。</p> <p>以上のおり、再点検した結果、今後も追録図書が必要であると判断した。</p> <p>(2)イントラネット等での検索方法について取りまとめ、全員回覧によりその周知に努めた。</p>
<p>警察本部</p>	<p>全所属の追録図書の再点検を実施し、部数にして36部、金額にして年間約2,605千円を削減した。</p>

監査対象機関名	監査の結果	講じた措置
宇城地域振興局	<p>(1) 追録図書を持つ全ての部局は、図書ごとにその必要性を検討されたい。</p> <p>(2) 各職場において、県条例や法令、判例等のイントラネット等の登載状況や検索方法等について、十分その周知に努められたい。</p>	<p>(1) 経済性や保管スペース等の観点からイントラネット等の活用で代替可能なものについては、極力、追録図書を廃止するよう努めている。</p> <p>(2) イン트라ネット等の登載状況、検索方法等について周知を図った。</p>
玉名地域振興局		<p>(1) 平成16年度分から見直しを行ってきたが、平成17年度分については、局内において重複している法規追録図書については廃止するとともに、必要性について更に再検討を行った。</p> <p>各課における再検討の結果、全体として平成15年度をベースにすると、約37%の減となった。</p> <p>(2) イン트라ネット等の登載状況については、周知をはかり、検索方法等については、局内経理研修等で更に周知のうえ、必要性について引き続き検討する。</p>
鹿本地域振興局		<p>(1) 追録図書については、平成16年度末までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各部各課における同一図書の重複保有状況、</li> <li>②イントラネット等による活用可能な図書、</li> <li>③活用頻度の低い図書、</li> </ul>

	<p>④予算の効率的執行、 といった各面から、追録図書の見直しを行った結果、48部(326分冊)の追録を廃止した。 今後とも、追録図書については必要に応じ見直していく。</p> <p>(2) 鹿本地域振興局内各課に対し、イントラネット等による法令等の検索方法等について、文書で周知を図った。</p>
<p>菊池地域振興局</p>	<p>(1) 追録図書の保有及び利用状況については、監査の結果を受けて購読の必要性の見直しを行い、平成16年度購読数から38冊を削減し、およそ142万円の経費節減を図りました。</p> <p>(2) 登載状況や検索方法等について、職員に周知しました。</p>
<p>阿蘇地域振興局</p>	<p>追録図書については、年間における利用頻度、各課係等との共有使用の可能性及びイントラネット等の代替の可能性等について、検討した結果、逐次購読を中止するなど縮減を図っており、今後とも一層、有効かつ効率的な活用を図ることとする。</p>
<p>上益城地域振興局</p>	<p>(1) 経済性や保管スペース等の観点から、イントラネット等の活用で代替可能なものについては、極力、追録図書を廃止するよう努めている。 昨年度も、上記の観点から一部の追録図書について廃止を行ったとこ</p>

	<p>ろである。(195部中13部廃止)</p> <p>(2) 法令等のイントラネット等の登載や検索方法については、問い合わせがあった時など、個別には周知を行っているが、今後、全職員に対して積極的な周知に努めたい。</p> <p>具体的には、定期的を開催する「職員の集い」等において周知を図る。</p>
八代地域振興局	<p>(1) 監査終了後、各課において、各追録図書今後の必要性を検討した結果、購読数175部を144部とした。各課の見直し状況については、下記のとおりである。</p> <p>総務振興課：今後の利用頻度が低いと思われる図書について必要性を検討し、また、振興調整室と総務課双方が購入していた追録の購読を廃止した結果、6部減となった。</p> <p>税務課：使用している追録図書(11種)の殆どは各地域振興局(税務課)共通であり、本庁税務課が一括してその追録費用を支出している。当局で追録代を支払っている図書(1種)も含め、今回これらの図書の追録の必要性をあらためて検討したが、今後も引き続き追録を行い業務の便に供していくことが適当と考えている。なお、現行地方税六法、熊本県税法規集及び熊本県税様式集については、これまで各々17部保有してきたが、平成17年度から職員数が1名減の16名になったことから、近く各々1部追録廃止の予定。</p>

農業振興課：保有する2部について検討した結果、農業改良普及指導課と共有しており、必要性が認められるので、購読を継続する。

農地整備課：インターネット等の情報媒体を検索した結果を踏まえ、購読図書を再検討した。その結果、追録図書 H16 の7図書を H17 には3図書とした。

林務課：主に森林土木関係工事に伴う産業廃棄物の処理についての請負業者指導の観点から、廃棄物処理関係の図書を保有しており、法令、通達、運用等の改正等については、追録を参考にしていたが、今後は、振興局の環境衛生課、県庁廃棄物対策課等との連絡調整や確認を密にし、追録に頼らずに指導を行うこととした。この結果、6部の追録図書の今後の購入を取りやめた。

土木部：追録図書の保有の必要性、経済性の観点から再点検した結果、熊本県出納関係規程集点検前14部→点検後2部とした。

保健所：平成14年9月に部全体で大幅な見直しを行い、当時96件あった追録図書を10件まで厳選した経緯がある。今回監査終了後、再点検を行ったが、インターネットに掲載されておらず、必要性があるため、購読を継続する。

	<p>福祉課：2部購読しており、その内の1部について、購入をやめる方向で検討中である。</p> <p>出納課：各地方支出機関からの問い合わせに対応するため、現在購入している図書は4部とも必要であり、購読継続とする。</p> <p>(2) 各課とも、今後もイントラネット等の登載状況の確認と利用普及に努め、必要な追録図書について検討し、引き続き追録図書保有の縮減を図る。</p>
芦北地域振興局	<p>(1) 追録図書の必要性等により見直しを行った結果、平成15年度の103件から平成17年度は68件と削減することが出来た。</p> <p>(2) 上記のとおり、各課において図書の削減を行うとともに、イントラネット等について、周知を図った。</p>
球磨地域振興局	<p>(1) 各課で現在保管している追録図書の保有が必要か再点検し、最低の冊数を保管整理すること及び今後は図書の購入ではなく、イントラネットの利用を職員に周知していく。</p> <p>(2) 図書に変わるものとしてイントラネット等を職員が自由に検索し、閲覧できるように周知する。</p>
天草地域振興局	当振興局においては、すでに昨年度

		<p>中に、「熊本県出納関係規程集」の冊数をそれまでの41冊から19冊に削減する等の見直しを行ったところ。</p> <p>今後とも、図書ごとの必要性の再点検等に努めて参りたい。</p>
--	--	--

なお、県全体としての措置結果（追録図書の廃止）に係る部数及び金額は次表の通りである。

	平成16年度 監査時	措置結果（廃 止した追録図書）	削減率 （%）
部数	4,931	1,258	26%
金額（円）	110,220,909	33,015,551	30%

**熊本県エイズ対策会議公告第1号**

平成17年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年3月1日

熊本県エイズ対策会議  
健康福祉部長 原 田 正 一

- 1 開催日時  
平成18年3月7日(火)  
午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁舎新館 3階 聴聞室
- 3 議題  
(1) エイズの現状及びエイズ対策について  
(2) 平成18年度のエイズ対策事業について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県エイズ対策会議事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班)  
(電話 096-333-2240)

**熊本県公安委員会規則第2号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2主要地方道玉名山鹿線の項中「菊水町大字前原」を「和水町前原」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。